

熊本市一般競争入札実施要領

制定 平成19年 4月25日告示第230号
改正 平成19年10月 1日告示第523号
平成20年 8月 8日告示第432号
平成20年 9月19日告示第525号
平成21年 5月14日告示第313号
平成21年 6月30日告示第409号
平成22年 3月23日告示第143号
平成22年10月 8日告示第558号
平成23年10月12日公告第862号
平成24年 4月 1日公告第296号
平成24年 8月28日契約検査室副室長決裁
平成25年 6月18日公告第455号
平成26年12月26日公告第878号
平成28年 3月30日総務局長決裁
平成29年 5月16日公告第343号
平成30年 4月23日公告第316号
平成31年 4月 1日公告第287号
令和元年 7月 2日公告第120号
令和2年 3月25日公告第269号
令和2年 5月28日公告第422号
令和5年 3月27日公告第267号
令和6年 3月22日公告第273号

1 趣旨

この要領は、熊本市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「工事等」という。）における一般競争入札の実施に関し、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事等

- (1) 一般競争入札の対象となる工事は、熊本市が発注する建設工事のうち、1件当たりの予定価格が250万円を超えるものとする。
- (2) 一般競争入札の対象となる建設工事に係る業務委託は、熊本市が発注する建設工事に係る業務委託のうち、1件当たりの予定価格が100万円を超えるものとする。ただし、次に掲げる業種については、1件当たりの予定価格が1,000万円以上のものとする。

- ア 土木設計業務
- イ 地質調査業務
- ウ 補償コンサルタント業務
- エ 建築設計業務
- オ 設備設計業務
- カ その他コンサルタント業務
- キ 花苗業務

- (3) (2)ただし書の規定にかかわらず、(2)のアからカに掲げる業種について、3(3)に該当するものにあっては、1件当たりの予定価格が100万円を超えるものを一般競争入札の対象とする。

3 入札手続の種類

- (1) 入札手続は、入札前に一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法（以下「入札前審査方式」という。）のほか、入札において予定価格の制限の範囲内の価格で最低価格を提示した者（最低制限価格を設けた案件にあっては、最低制限価格未満の価格を提示し失格となった者を除く。以下「落札候補者」という。）について、開札後に競争入札参加資格の確認を行い、競争入札参加資格があると認めた場合に落札者として決定する方法（以下「入札後審査方式」という。）によるものとする。

(2) 2に規定する対象工事等のうち、熊本市建設工事技術提案型総合評価一般競争入札試行要領（平成28年公告第242号）若しくは熊本市建設工事に係る業務委託総合評価一般競争入札試行要領（平成21年告示第565号）によるもの又は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）にあっては入札前審査方式によることとし、それ以外のものにあっては入札後審査方式により入札手続を行うものとする。

(3) 入札後審査方式のうち、特殊又は高度な技術力を要するものにあっては入札後審査方式（技術要件設定型）により入札手続を行うものとする。ただし、特殊なもの又は高度な技術力を要するものにあって、市長が必要と認める場合には、入札前審査方式によることができるものとする。

4 競争入札参加資格

(1) 一般競争入札を行う場合の競争入札参加資格は次に掲げるとおりとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 熊本市に対し、対象工事等に係る業種種別について、熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号。以下「資格審査規則」という。）第3条に規定する競争入札参加資格審査申請書を提出し、資格審査規則第10条に規定する有資格業者名簿に登載されていること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

エ 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。

オ 建設工事にあっては、対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

カ 他の入札参加者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

キ 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」と総称する。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、熊本市から熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第108号。以下「市指名停止要綱」という。）、熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱、熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱又は熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ク 熊本市税の滞納がないこと。

ケ 過去3年の間、熊本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって、契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。

(2) (1)に定めるもののほか、業種、工事等の内容、発注金額等に応じ、必要と認められる場合は、次に定める事項についても競争入札参加資格として定めることができる。ただし、特定調達契約については、ウ、エ及びケの事項については競争入札参加資格として定めないものとする。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業の許可の種類及び区分

イ 対象工事に係る工事種別について建設業法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の受審に関する事項

ウ 本店又は営業所等の所在地

エ 対象工事に係る工事種別について資格審査規則第6条に規定する格付に関する事項

オ 経営事項審査における総合評定値に関する事項

カ 対象工事等に係る年間平均完成工事（業務）高に関する事項

キ 当該工事等と同種又は類似の施工（業務）実績に関する事項

ク 当該工事等に配置予定の技術者の資格、同種又は類似の施工（業務）経験等に関する事項

ケ 熊本市（上下水道局、病院局及び交通局を含む。）が発注する他の工事等の受注状況に関する事項

コ その他市長が必要と認める事項

(3) (2)アからコまでに掲げる事項についての可否及び内容の決定に当たっては、対象工事等ごとに熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会に関する訓令（昭和41年訓令第5号）第1条に定める熊本市工事等競争入札参加者選定等審査会（以下「審査会」という。）の審議を経なければならない。ただし、既に審議を経た事項と同一の事項を競争入札参加資格とする対象工事等については、その限りでない。また、特殊又は高度な

技術力と密接に関連しないと認められる事項についての可否及びその内容の決定については、業種、工事等の内容、発注金額等の型に応じて、あらかじめ一括して審査会に諮ることができる。

- (4) (3)の規定による競争入札参加資格の可否及び内容の決定に当たって、必要があるときは、当該工事等を所掌する課（室を含む。以下「担当課」という。）の所属する局（局に相当する組織を含む。）内に技術審査会を設けることができるものとする。
- (5) (4)に規定する技術審査会の構成員は、原則として、担当課の所属する局の部長（部長に相当する職を含む。）及び担当課長とし、必要に応じて担当課の所属する局の局長（局長に相当する職を含む。）、総務局長、契約監理部長、工事契約課長、検査室長その他市長が必要と認める職員を加えることができるものとする。
- (6) (3)後段の規定により、あらかじめ一括して審査会の審議を経て決定された競争入札参加資格のみをもつて一般競争入札に付する場合は入札後審査方式により入札手続を行うものとし、それ以外については入札前審査方式又は入札後審査方式（技術要件設定型）により入札手続を行うものとする。

5 手続開始及び入札の公告

- (1) 市長は、対象工事等を一般競争入札に付そうとする場合においては、市役所及び各区役所前の掲示場において、熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第4条に規定する事項を踏まえ、次に掲げる事項を含む掲示を行うことにより公告を行い、併せてインターネットに掲載するものとする。ただし、同条に規定する事項を除き、入札説明書によりインターネットに掲載する事項については、公告において省略することができる。

ア 工事等の概要

イ 入札前審査方式又は入札後審査方式の別

ウ 競争入札参加資格

エ 担当部署

オ 熊本市（上下水道局、病院局及び交通局を含む。）が発注する他の工事等の落札状況による落札制限に関する事項

カ 入札説明書の交付の期間、場所及び方法

キ 申請書等の提出の期間、場所及び方法

ク 現場説明会の日時及び場所（現場説明会を行う場合に限る。）

ケ 競争入札参加資格の有無の確認に関する事項

コ 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明に関する事項

サ 設計図書の閲覧等に関する事項

シ 入札説明書及び設計図書に関する質問に関する事項

ス 工事（業務）費内訳書の提出に関する事項

セ 入札方法、開札及び落札者の決定に関する事項

ソ 入札保証金及び契約保証金に関する事項

タ 入札の無効に関する事項

チ 市議会の議決に付すべき契約については、その契約に関する事項

ツ その他市長が必要と認める事項

- (2) (1)に掲げるもののほか、公告において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

ア 提出期限までに申請書等が到達しなかった場合は入札参加者として認められること。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。

ウ 提出された申請書等は、返却しないこと。

エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこと。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めないこと。ただし、入札前審査方式による場合にあっては、これに加えて、審査上必要があると認めるときは、提出者に申請書等を補完する挙証資料を提出させることがあること。また、入札後審査方式による場合にあっては、これに加えて、配置予定技術者に係る部分については、開札日前日までは変更を認めること及び開札後落札候補者について競争入札参加資格を満たしているか確認するため申請書等を補完する挙証資料を提出せることがあること。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、市指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがあること。

キ 落札者の決定後、契約締結までの間に、落札者が次のいずれかに該当するときは、契約を締結しないこ

と。この場合において、落札者に損害が生じても、本市は、一切その責を負わないこと。

- (ア) 落札者決定後に市指名停止要綱に基づく指名停止を受けたとき。
- (イ) 4(1)及び4(2)に規定する競争入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (ウ) 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

ク 市議会の議決に付すべき契約については、落札者の決定後、市議会の議決を経た後に正式契約するときまでの間に、落札者が次のいずれかに該当するときは、仮契約を締結する前にあっては仮契約を締結せず、仮契約を締結した後にあっては仮契約を解除すること。これらの場合において、落札者に損害が生じても、本市は、一切その責を負わないこと。

- (ア) 落札者決定後に市指名停止要綱に基づく指名停止を受けたとき。
- (イ) 4(1)及び4(2)に規定する競争入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (ウ) 契約の履行が困難と認められる事由が生じたとき。

ケ 競争入札参加資格があると認められた場合は、それ以降における配置予定の技術者の変更は、原則としてできないこと。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合において入札公告の競争入札参加資格において付した技術者の条件を満たす者を配置するものとして市長の承認を得たときに限り変更することができるものとすること。また、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合において入札公告の競争入札参加資格において付した技術者の条件を満たす者を配置できないときは、工事成績評定点の減点対象とすること。

コ(ア) 入札に参加する者が1者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長すること。この場合において、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更又は工期(履行期間)の変更を行うことがあること(入札に参加する者が1者である場合において再度公告して申請書等の提出期限を延長する場合に限る。)。

- (イ) 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行すること(入札に参加する者が1者であっても入札を執行する場合に限る。)。

(3) 公告は、別に定める標準入札公告例によるものとする。

6 入札説明書の交付

(1) 5に掲げる事項、申請書等の作成要領、作成上の留意事項等を記載した入札説明書を公告日から申請書等提出期限まで交付するとともに、インターネットに掲載するものとする。

(2) 入札説明書は、別に定める標準入札説明書例によるものとする。

7 申請書等の提出

市長は、一般競争入札に参加する者の競争入札参加資格を確認するため、参加希望者から3に定める入札手続の種類にかかわらず、入札前に申請書等の提出を求めるものとする。

8 設計図書の閲覧

図面、仕様書等の設計図書は、公告後速やかに閲覧を開始することとし、入札書提出期限日まで閲覧に供するものとする。

9 競争入札参加資格の確認

(1) 市長は、入札前審査方式による場合にあっては、申請書等の提出期限日をもって申請書等の審査を行い、申請書等の提出者の競争入札参加資格の有無について、審査会の議を経て、確認を行うものとする。

(2) (1)の競争入札参加資格の確認を行うために、必要に応じて、4(4)に定める技術審査会を設けることができるものとする。

(3) 市長は、(1)及び(2)の規定により競争入札参加資格の有無について確認した場合は、その結果を競争参加資格確認通知書により、申請書等を提出した者に対して通知するものとする。

(4) 市長は、入札後審査方式による場合にあっては、(1)から(3)までの規定にかかわらず、開札後に、開札日をもって申請書等の審査を行い、競争入札参加資格の有無について確認を行うものとする。ただし、入札後審査方式(技術要件設定型)にあっては、審査会の議を経て、確認を行うものとする。

10 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明等

(1) 市長は、入札前審査方式による場合にあっては、申請書等を提出した者のうち当該工事等について競争入札参加資格がないと認めた者に対して、9(3)に規定する競争参加資格確認通知書においてその理由を付すとともに、所定の期限内に競争入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる旨を明らかにするものとする。

(2) 入札前審査方式による場合にあっては、競争入札参加資格がないと認められた者は、9(3)の通知をした

日の翌日から起算して所定の期限（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）内に、市長に対して、書面（熊本市建設工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等の措置に関する苦情処理要綱（令和元年熊本市公告第117号。以下「苦情処理要綱」という。）に定める様式第1号による。）により競争入札参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができるものとする。

- (3) 市長は、(2)の規定により競争入札参加資格がないと認められた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して所定の期限（市の休日を除く。）内に書面（苦情処理要綱に定める様式第2号による。）により回答するものとする。
- (4) (2)及び(3)に掲げる事項については、公告において明らかにするものとする。
- (5) 市長は、(3)の規定による回答の内容を審査会に報告するものとする。
- (6) 市長は、説明を求めた者に競争入札参加資格があると認める場合においては、9(3)に規定する競争参加資格確認通知書を取り消し、(3)の規定による回答と併せて競争入札参加資格がある旨を通知するものとする。
- (7) 市長は、(6)の規定による通知を行う場合においては、審査会の議を経るものとする。
- (8) 市長は、入札前審査方式による場合にあっては、競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間の期間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を取り消し、競争入札参加資格がないと認められたことを通知するものとする。この場合において、(1)から(3)まで及び(5)の規定を準用するものとする。

1.1 入札に参加する者が2者に満たない場合の措置

- (1) 市長は、入札に参加する者が2者に満たない場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。ただし、特定調達契約については、入札に参加する者が1者であっても、入札を執行できるものとし、また、入札に参加する者がいない場合で市長が必要と認めるときは、当該案件に係る入札を中止することができるものとする。
- (2) 市長は、(1)の規定により再度公告して申請書等の提出期限を延長した場合又は入札を中止した場合は、直ちに対象工事等に係る申請書等を提出した者に対して文書によりその旨を通知するものとする。
- (3) (1)の規定により申請書等の提出期限の延長を行うに当たっては、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更又は工期（履行期間）の変更を行うことができるものとする。この場合において、競争入札参加資格の変更を行う場合にあっては、4(3)の規定を準用する。
- (4) 市長は、(1)の規定により再度公告して申請書等の提出期限を延長した場合においては、(1)、(2)、(3)及びこの号の規定を準用する。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする。

1.2 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書及び設計図書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。
- (2) 質問書の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から入札書提出期限日の前6日までとするものとする。
- (3) 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して5日後までに開始し、開札日までとする。

1.3 入札及び開札

- (1) 申請書等を提出した者（入札前審査方式による場合にあっては、競争入札参加資格があると認められた者に限る。）は、指定された入札書提出期間内に、入札書及び入札書に記載される入札金額に対応した工事（業務）費内訳書を提出するものとする。
- (2) 市長は、入札後審査方式による場合にあっては、開札後できるだけ速やかに落札候補者について競争入札参加資格の確認を行い、競争入札参加資格があると認めた場合に落札者として決定する。ただし、入札後審査方式（技術要件設定型）にあっては、審査会の議を経て、確認を行い、競争入札参加資格があると認めた場合に落札者として決定するものとする。この場合において、審査上必要があると認めるときは、落札候補者から期限を定めて当該申請書等を補完する挙証資料を提出させるものとする。
- (3) (2)による確認の結果、落札候補者に競争入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格で次に低い価格を提示した者を落札候補者とする。
- (4) (3)の規定に基づき落札候補者となった者については、(2)及び(3)の規定を適用する。
- (5) (3)による確認の結果、競争入札参加資格がないと認められた者は、落札決定日の翌日から起算して所定

の期限（市の休日を除く。）内に、市長に対して、書面（苦情処理要綱に定める様式第1号による。）により競争入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができるものとする。

- (6) 市長は、(5)の規定により競争入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して所定の期限（市の休日を除く。）内に書面（苦情処理要綱に定める様式第2号による。）により回答するものとする。
- (7) (5)及び(6)に掲げる事項については、公告において明らかにするものとする。

1.4 入札の無効

熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）第7条に掲げるもののほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。この場合において、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時において指名停止を受けている者その他の落札決定の時において競争入札参加資格のない者は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

附 則

1 この要領は、告示の日から施行する。

2 次に掲げる要領は、廃止する。

- (1) 熊本市一般競争入札実施要領（平成18年告示第266号）
(2) 熊本市建設工事に係る公募型指名競争入札実施要領（平成18年告示第267号）
(3) 熊本市建設コンサルタント業務等に係る公募型指名競争入札実施要領（平成18年告示第268号）
(4) 熊本市希望型指名競争入札実施要領（平成18年告示第269号）
(下益城郡富合町の編入に伴う経過措置)

3 下益城郡富合町の編入の日前に同町において締結された契約については、本市が発注したものとみなしてこの要領を適用するものとする。

（下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置）

4 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日前に旧下益城郡城南町及び旧鹿本郡植木町において締結された契約については、本市（上下水道局及び病院局を含む。）が発注したものとみなしてこの要領を適用するものとする。

附 則

1 この要領は、告示の日から施行する。

2 この要領による改正後の熊本市条件付一般競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に条件付一般競争入札の初度の公告を行う契約について適用し、同日前に初度の公告を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、この要領による改正後の熊本市条件付一般競争入札実施要領の規定は、同日以後に入札の公告を行う契約から適用する。

附 則

この要領は、平成20年10月6日から施行する。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、この要領による改正後のこの要領による改正後の熊本市条件付一般競争入札実施要領の規定は、同日以後に入札の公告を行う契約から適用する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行し、この要領による改正後の熊本市条件付一般競争入札実施要領の規定は、同日以後に入札の公告を行う契約から適用する。

附 則

この要領は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行し、この要領による改正後の熊本市条件付一般競争入札実施要領の規定は、同日以後に公告をするものについて適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、この要領による改正後の熊本市一般競争入札実施要領の規定は、同日以後に公告をするものについて適用する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月18日から施行する。

附 則

この要領は、公告の日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公告の日から施行する。

附 則

この要領は、公告の日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、この要領による改正後の熊本市一般競争入札実施要領の規定は、同日以後に公告をするものについて適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月2日から施行し、同日以降に公告をするものについて適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月20日から施行し、同日以降に公告をするものについて適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月28日から施行し、同日以降に公告をするものについて適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に公告をするものについて適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に公告をするものについて適用する。